

平塚市立小学校及び中学校 適正規模等基本方針 (修正たたき台)

平塚市教育委員会

はじめに

教育長挨拶文 今後作成予定

【以下のような項目を入れる想定】

- ・ 四季温和な気候、豊かな自然、人のつながりが「あったかい」まち
- ・ みんなで子どもを育て、心あたたく快適に過ごせるまち
- ・ 平塚市教育振興基本計画（通称：奏プラン）の由縁は、学校・家庭・地域・行政・関係団体などとの連携・協働によって豊かな生涯学習社会の実現を目指している
- ・ 以上の特徴・強みを活かしていく

目次

第1章 概要	1
1 策定趣旨	1
2 基本理念と目指す姿	2
3 まちづくりの基本姿勢	3
4 基本方針の位置付け	3
第2章 市立小学校及び中学校を取り巻く現状と課題	4
1 学校規模	4
(1) 児童・生徒数の推移と将来推計	4
(2) 学校規模の現状と今後の見込み	5
(3) 学校規模によるメリット・デメリット	6
2 教育施設	8
(1) 学校教育施設の設置状況	8
(2) 学校教育施設の老朽化	9
3 通学	10
4 学校を取り巻く課題	11
第3章 適正規模・適正配置の考え方	12
1 基本的な考え方	12
(1) 児童・生徒最優先の視点	12
(2) 地域との関わりの視点	12
(3) 学校教育と社会教育の連携の視点	12
(4) 公共施設の最適化の視点	13
2 学校規模	14
3 通学距離	15
4 適正規模に近づけるための手法	16
(1) 通学区域の見直し	16
(2) 学校選択制	16
(3) 小中一貫教育の検討	16
(4) 地域の状況を踏まえた工夫	17
(5) 新設、校舎の増改築、減築	17
(6) 他の公共施設との複合化・共用化	17
第4章 今後の進め方	18
1 今後の検討の進め方	18
2 実施計画の策定	18
3 実施計画策定後の取組	18
4 基本方針等の見直し	18
資料編	19

第1章 概要

1 策定趣旨

全国の公立学校施設の延べ床面積の約4割が、築40年以上の建物で、かつ、改修を要する状況であるなど、全国的に教育面・安全面での老朽化対策が、急務となっています。

本市においても学校教育施設の多くは、1960年代から1970年代にかけて、児童・生徒数の増加にあわせて集中的に整備されたため、施設の老朽化が進んでいます。

また、様々な悩み・課題を抱える子どもへの対応やデジタル化の推進など、ますます多様化する教育課題に対応した、今後の子どもたちにとって望ましい教育環境の充実が必要となっています。

一方で、少子化の急速な進行による児童・生徒の減少や国・地方ともに厳しい財政状況を踏まえると、限られた予算の中で老朽化対策を進めていくには、学校施設の長寿命化の検討はもとより、学校の適正規模・適正配置の検討を進めることが重要となっています。

「平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」は、これらの課題の解消に向けて、2040年以降の社会を見据え、本市における今後の小学校・中学校の在り方について基本的な考え方を整理し、多くの市民と共有して、さらに議論を深め、将来にわたり、子どもたちにとってより望ましい教育環境を充実するために策定するものです。

2 基本理念と目指す姿

本市の最上位計画である「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」(以下「総合計画」といいます。)では、教育分野の施策として「子どもの学びを充実する」、「教育環境を充実する」、「生涯学習や文化芸術活動を推進する」、「誰もが楽しめるスポーツを充実する」ことを位置付けています。

また「平塚市教育振興基本計画」(以下「奏プラン」といいます。)で定める基本理念は、本市の総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針としての「平塚市教育大綱」(以下「教育大綱」といいます。)と連動し、方向性の共有及び意思疎通させることで、より一層の教育施策の推進を目指しています。

これらの基本理念や基本方針等を踏まえ、子どもたちの笑顔が、学校から家庭へ、地域へ、そして社会へ広がり、将来にわたって世代を超えて循環していくような「まち」の実現を目指し、未来を担う子どもたちが、毎日充実した学校生活がおくれる教育環境を整えていきます。

＜基本理念＞

未来の礎を築く教育のまち平塚

＜基本方針1＞ 確かな学力と豊かな心を育む教育環境の充実

＜目指す姿＞

- 自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せの実現に向けて希望を持っています。
- 学校で学んだことが、明日、そして将来につながっており、社会に出たとき、明るい未来の創り手となっています。

＜基本方針2＞ 子どもの育ちを支援する環境の充実

＜目指す姿＞

- 一人一人の興味や関心、課題に応じた指導や支援の中で、子どもたちが自らの可能性を感じ、未来へ向かって歩んでいます。
- 全ての学校で、事故を未然に防ぐ取組が実施されており、安全な施設の中で子どもたちが学校生活を過ごしています。

＜基本方針3＞ 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実

＜目指す姿＞

- 生涯学習の環境や伝統芸能・芸術作品にふれる機会が充実している中、講座や地域での体験活動において幅広い世代の人たちが学び・交流し合い、知識や技能を次の世代につなげています。
- 様々なスポーツ施設や体を気軽に動かす機会が存在し、だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しんでおり、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができています。

第1章 概要

3 まちづくりの基本姿勢

本市の総合計画は、平塚市自治基本条例第8条の市民が幸せに暮らすまちを目指し、次に掲げる視点を基本姿勢として、まちづくりを展開しています。

子どもたちの笑顔が学校から家庭へ、地域へ、そして社会に広がり、将来にわたり世代を超えて循環していく「まち」の実現を目指すうえでは、「総合計画」に明記された「まちづくりの基本姿勢」を適用します。

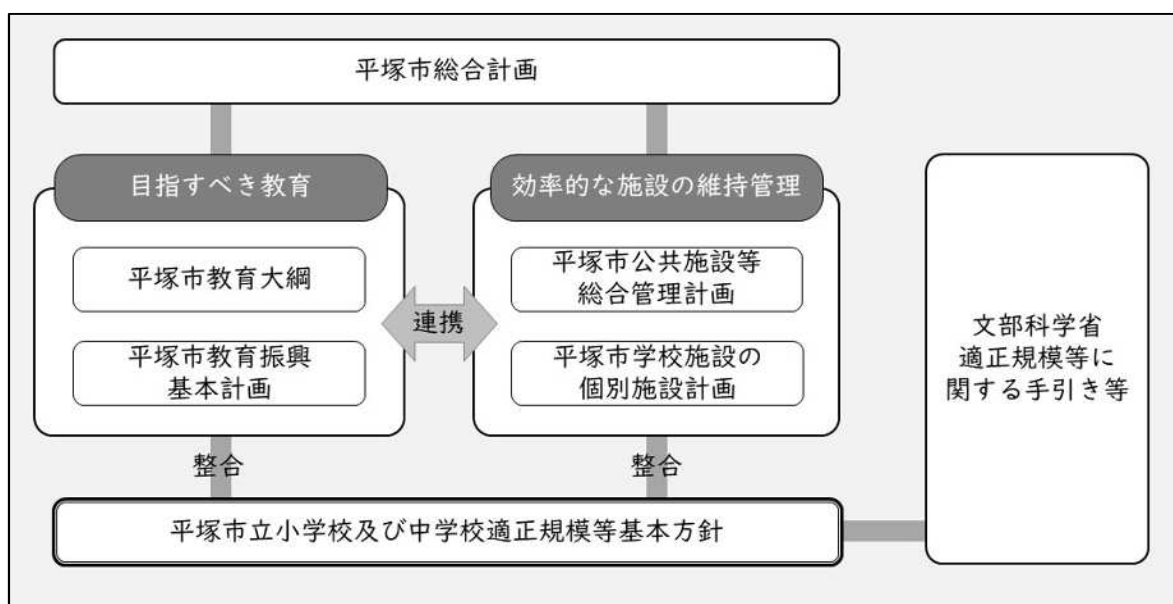
- ① 人口構造や社会の変化に対応したまちづくり
- ② 効率的・効果的な行政運営によるまちづくり
- ③ 愛着を持てるまちづくり
- ④ 市民等との協働によるまちづくり
- ⑤ 行政間の連携によるまちづくり

出典：「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」から

4 基本方針の位置付け

本市の目指す教育の姿を定めた「教育大綱」や「奏プラン」と、安心・安全でより良い教育環境を確保するため、中長期的な視点により計画的・効率的に学校教育施設を維持管理することを定めた「学校施設の個別施設計画」とは、連携を図りながら教育施策を推進しています。

「平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（以下「基本方針」といいます。）」は、本市の計画等との整合を図り、その実現を目指します。



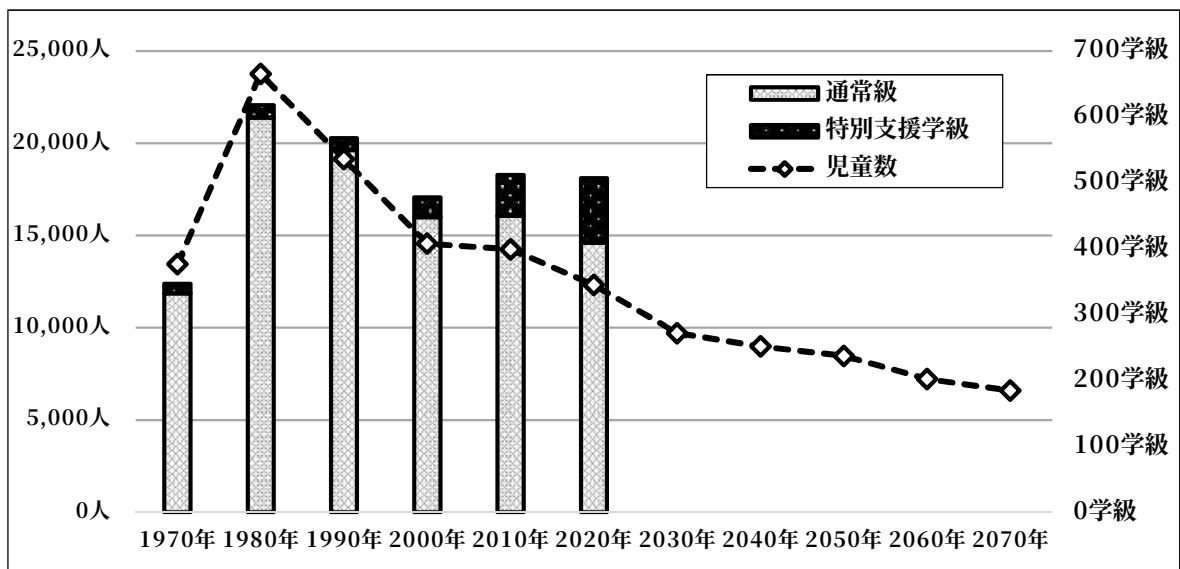
第2章 市立小学校及び中学校を取り巻く現状と課題

1 学校規模

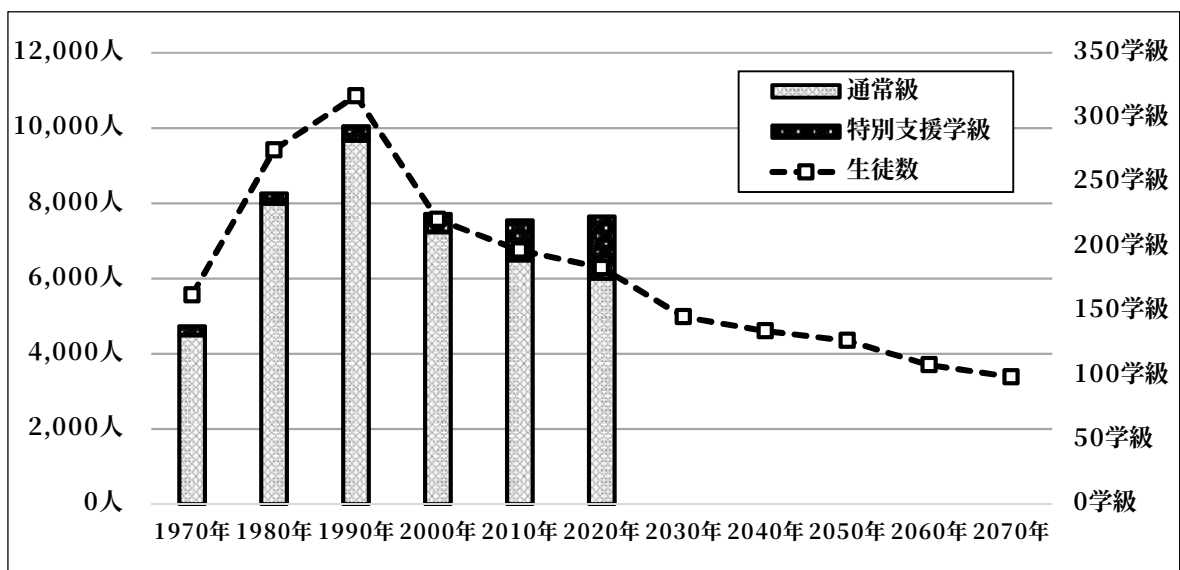
(1) 児童・生徒数の推移と将来推計

本市の児童・生徒数は、1983年の35,169人をピーク（児童数は1982年、生徒数は1986年）に、減少に転じており、2025年4月1日現在では、17,229人となっており、ピーク時のほぼ半数まで減少しています。また、本市独自推計を基に再計算すると2040年には約1万3千人、2070年には約1万人となるなど、ピーク時の約3割を下回る見込みです。

【小学校の児童数、学級数（通常級・特別支援学級）の推移】



【中学校の生徒数、学級数（通常級・特別支援学級）の推移】



第2章 市立小学校及び中学校を取り巻く現状と課題

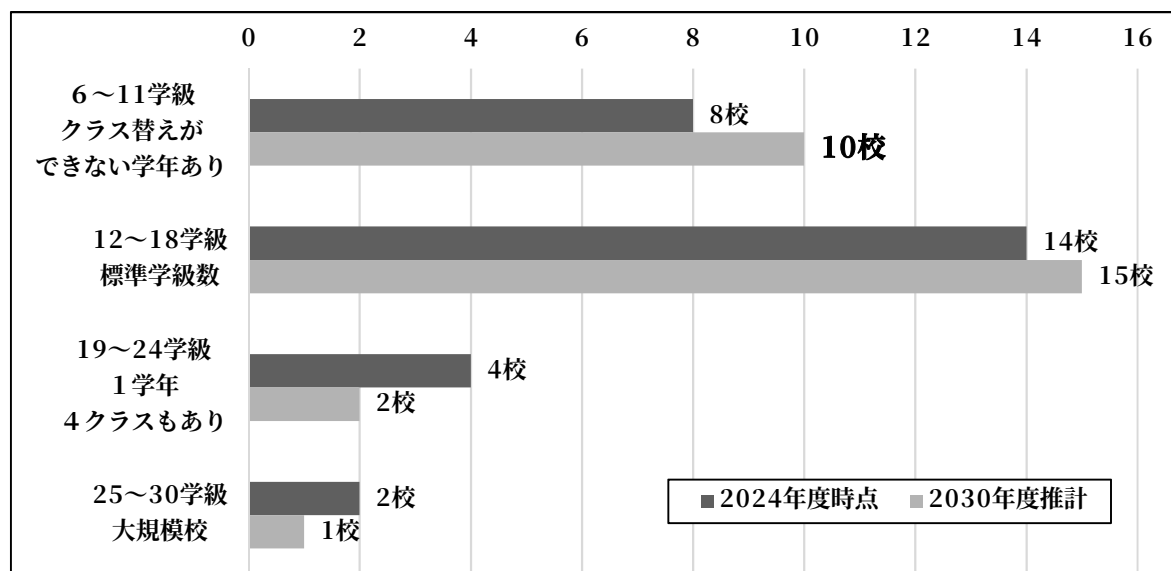
(2) 学校規模の現状と今後の見込み

本市における学級数は、少子化の進行に伴い減少しています。2030年度には小学校28校中10校、中学校15校中8校（五領ヶ台分校を除く）が11学級以下となることが想定されるなど、今後、小規模校が増加する見込みです。

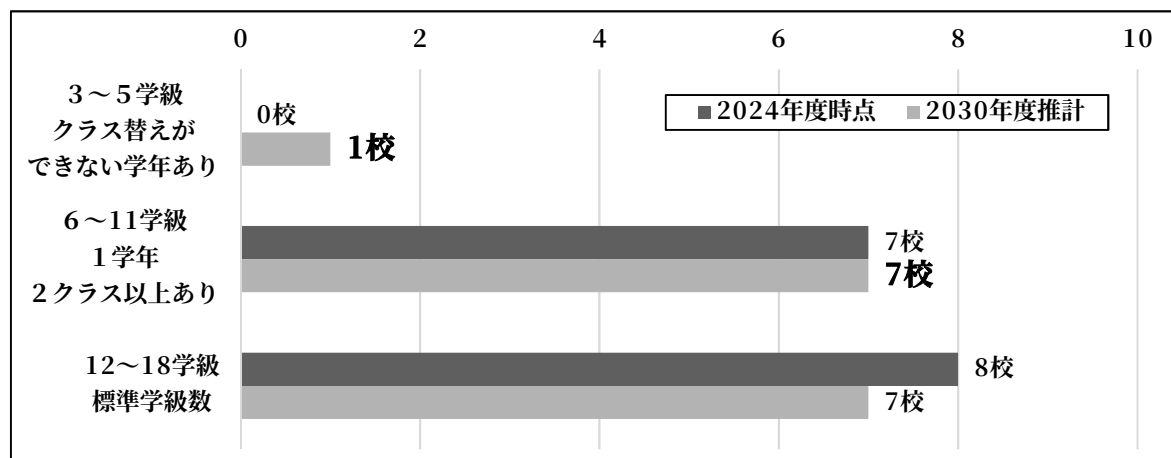
一方、特別支援教育への理解・認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童・生徒の増加などにより、特別支援学級数はこの10年間で倍以上の増加となり、障がいの種別も多様化しています。

なお、1学級当たりの児童・生徒数は、国における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、小学校では2025年度から、全学年において35人学級となりました。また、中学校については、2026年度から段階的に35人学級が始まります。

【小学校の学級数】



【中学校の学級数】



(3) 学校規模によるメリット・デメリット

学校教育を行なう上での学校規模は、学習、生活面等に様々なメリット・デメリットがあります。

小規模化した学校では、児童・生徒に対して、きめ細かな指導が行いやすい一方、教職員数が少なく、教職員の専門性の維持が困難で、学校教育施設や設備を維持する費用割合が大きくなります。

大規模化した学校では、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい一方、学校行事での児童・生徒一人一人の活躍や異学年交流の機会が減少する等が課題となります。

次に掲げるメリット・デメリットは、文部科学省が作成したもので、すべての学校が規模に応じ状況は異なりますが、一般的な傾向として示します。

【主なメリット】

	小規模化	大規模化
学 習	・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりやすい。
		・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。
生 活	・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。	・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。
	・児童・生徒一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。
学 校 運 営	・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。	・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的にくいやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。
	・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。

第2章 市立小学校及び中学校を取り巻く現状と課題

【主なデメリット】

	小規模化	大規模化
学習	・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。	・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
	・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	
生活	・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。	・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
学校運営	・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	・教職員相互の連絡調整が回りづらい。
	・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

出典：文部科学省 中等教育審議会 初等中等教育分科会

第8回小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会

配布資料3から

2 教育施設

(1) 学校教育施設の設置状況

本市では、次のとおり小学校 28 校、中学校 15 校（五領ヶ台分校を除く）を設置しています。

【小学校（28 校）】

学校名	創立年	学校名	創立年
崇善小学校	1873 年	富士見小学校	1935 年
大野小学校	1873 年	花水小学校	1947 年
中原小学校	1873 年	横内小学校	1970 年
豊田小学校	1873 年	八幡小学校	1971 年
神田小学校	1873 年	南原小学校	1973 年
城島小学校	1873 年	真土小学校	1975 年
岡崎小学校	1873 年	松が丘小学校	1976 年
土屋小学校	1873 年	相模小学校	1976 年
港小学校	1874 年	なでしこ小学校	1977 年
金田小学校	1878 年	勝原小学校	1977 年
金目小学校	1880 年	松延小学校	1979 年
松原小学校	1882 年	みずほ小学校	1979 年
吉沢小学校	1892 年	山下小学校	1983 年
旭小学校	1901 年	大原小学校	1985 年

【中学校（15 校）】

学校名	創立年	学校名	創立年
江陽中学校	1947 年	中原中学校	1974 年
太洋中学校	1947 年	大住中学校	1975 年
春日野中学校	1947 年	山城中学校	1977 年
浜岳中学校	1947 年	神明中学校	1978 年
大野中学校	1947 年	金目中学校	1983 年
神田中学校	1947 年	横内中学校	1985 年
土沢中学校	1947 年	旭陵中学校	1989 年
金旭中学校	1947 年		

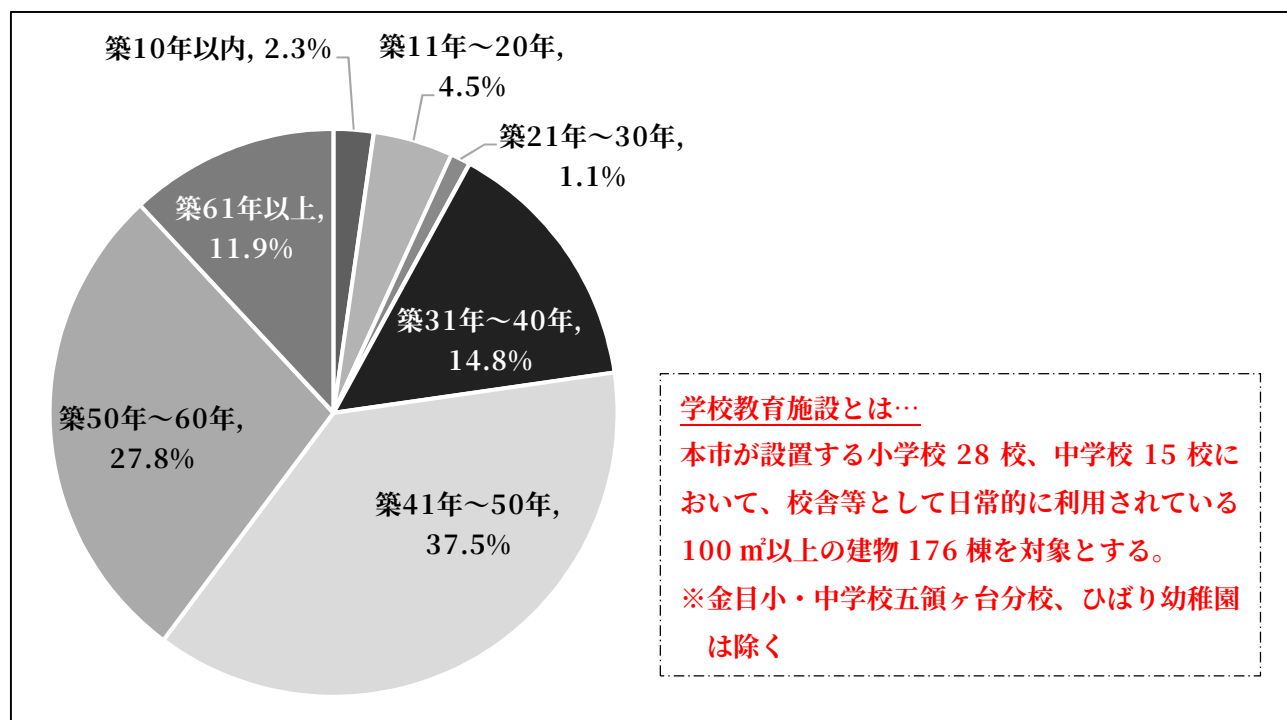
第2章 市立小学校及び中学校を取り巻く現状と課題

(2) 学校教育施設の老朽化

学校教育施設の多くは、1960年代から1970年代にかけて、児童・生徒数の増加にあわせて集中的に整備されています。その後、旧耐震基準の施設の耐震補強工事が終了しましたが、66.1%が旧耐震基準で整備された施設となっています。

2025年3月時点では、81.8%の施設が築後40年を経過し、92%が築後30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、施設の劣化状況を考慮し、順次施設の更新を行っていく必要があります。

【学校教育施設の築年数の割合（2025年3月時点）】



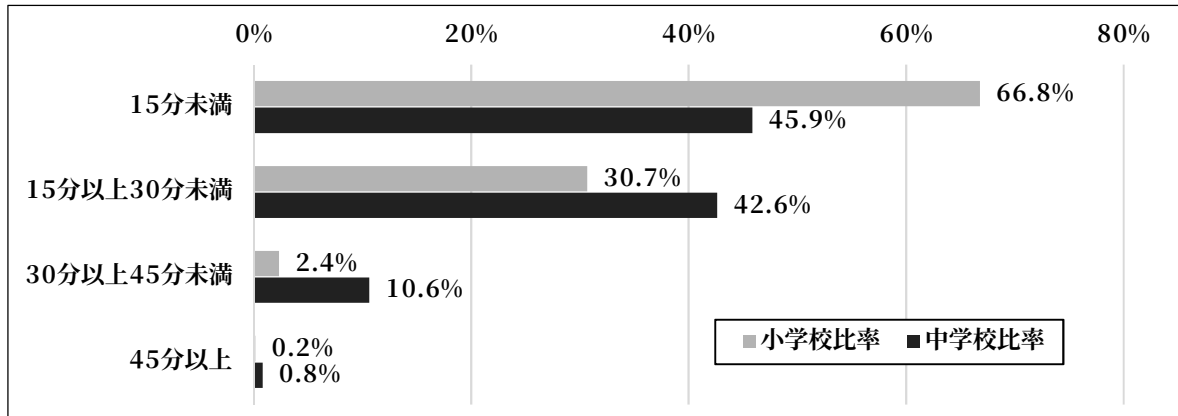
3 通学

地図上で小学校及び中学校までの距離を計測すると、2キロメートル以上の小学校が3校、中学校が8校となります。また、徒歩での通学を原則としていますが、一部の学校ではバス通学を実施、中学校9校では自転車登校を承認しています。

学校までの距離（最長）	小学校	中学校
2 km 以上	3 校	8 校
1 km 以上 2km 未満	17 校	7 校
1 km 未満	8 校	0 校

保護者アンケート 問 11「お子様の通学時間（片道）」において、30 分未満と回答した割合は、小学校が約 98%、中学校で約 89%となっています。

【保護者アンケート 問 11「お子様の通学時間（片道）は？」】



第2章 市立小学校及び中学校を取り巻く現状と課題

4 学校を取り巻く課題

より良い教育環境を提供するためには、学校施設を充実するとともに、特別支援教育、不登校児童・生徒への支援や外国につながるのある子どもたちへの対応等、日々の学校運営で直面する様々な課題に対応する必要があります。

【学校施設・運営面での教育課題（例）】

教育課題	検討内容
① 特別支援教育、インクルーシブ教育	・特別支援児童・生徒数の増加対応、ニーズの多様化 ・教室不足、支援員不足への対応 ・一人一人に応じたきめ細かな対応 ・教職員の配置、人員不足への対応
② 不登校児童・生徒への支援	・不登校児の学びの場の確保、段階に応じた支援 ・スクールカウンセラー等支援員の確保 ・オンラインによる学習支援
③ 外国につながるのある子どもへの対応	・幅広い支援を視野に入れたサポート体制 ・日本語指導などにも活用できる、フレキシブルに使用できるスペースの確保
④ 少人数指導	・少人数指導のための教室の確保 ・一人一人に対してきめ細やかな指導体制の構築
⑤ 小規模特認校	・児童・生徒数の確保 ・高齢化により地域が学校を支えきれなくなっている
⑥ 教職員の負担軽減／教職員の働き方改革	・部活動顧問教員の負担軽減（地域人材確保） ・教員不足・多忙感の増大 ・学校組織の若年化による組織力低下 ・効率的な事務の実現
⑦ 通学路・通学距離・通学手段等	・遠距離通学者への対応 ・スクールバスの維持管理費の捻出 ・通学路の安全確保 等
⑧ 学区の不整合（小学校区、中学校区、地域）	・地域活動との整合 ・連携手法、幼保こ・小・中・高校の交流
⑨ コミュニティ・スクールの導入（地域の拠点）	・活動スペースの確保 ・人材確保 ・社会教育施設等の地域の施設との連携（公民館、図書館等）
⑩ 災害時の避難施設の利用（体育館・グラウンド）	・体育館の環境整備（空調化等） ・運営体制
⑪ 学校設備の高度化（ICT化等） 施設の老朽化・修繕コスト	・ICT化、DX化への対応 ・環境整備（スペース、インフラ面） ・活用面でのサポート
⑫ プール等への対応	・学校プール老朽化への対応 ・授業時間の確保、稼働率が低い ・水質管理、衛生管理等が大変（教員の負担）
⑬ 給食等への対応	・給食室の老朽化、ハサップ対応 ・児童・生徒に応じたアレルギー対応
⑭ 他の公共施設との複合化・共用化	・学校施設の有効活用 ・セキュリティの確保 ・地域対応施設との連携（図書館、集会施設等） ・幼保こ小連携の推進

出典：文部科学省「学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書」から

第3章 適正規模・適正配置の考え方

1 基本的な考え方

小学校・中学校においては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することをおして、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場所であることが重要です。

そのためには、活動に応じて少人数グループから大人数の集団まで、適切な規模の集団を作り、多様な教育活動を展開する必要があることから、一定の児童・生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。これらを踏まえ、以下の視点に留意します。

(1) 児童・生徒最優先の視点

現在だけではなく、10年後、20年後に平塚に生まれ育つ未来の児童・生徒の立場に立って、ソフト・ハードの両面からより良い教育環境をつくることを最優先に考えます。

学校が小規模になると、学習形態の多様さ、クラス替え等が制限されることから、一定の規模を確保する必要があると、教育機会均等の視点からも、可能な限り学校規模を平準化する必要があります。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加や子どもの抱える困難さや教育的ニーズが多様化・複雑化していることから、全ての子どもたちに寄り添い、インクルーシブ教育を推進します。さらに、教職員が児童・生徒に接する時間を十分確保し、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう支援します。

(2) 地域との関わりの視点

学校運営は、多くの場面で地域住民との連携・協力があって成り立つとともに、学校施設は地域が交流する場でもあり、地域防災拠点施設としての役割も有しています。地域コミュニティとの関係性、地域への愛着・愛情等を考慮し、地域全体を考える必要があることから、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）で目指す「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえて、学校と地域・保護者との協議を十分に重ね、地域の意見も取り入れながら丁寧に進めることとします。

(3) 学校教育と社会教育の連携の視点

本市には、ほとんどの小学校区に公民館が設置されており、公民館は学校と地域をつなぐ役割も担っています。学校教育と社会教育が連携し、様々な「支援」や「つながり」により、地域みんなで子どもを育てる地域風土があります。子どもたちが、多様化していく社会に対応していけるよう、学校教育と社会教育の連携をさらに強化・充実していきます。

第3章 適正規模・適正配置の考え方

(4) 公共施設の最適化の視点

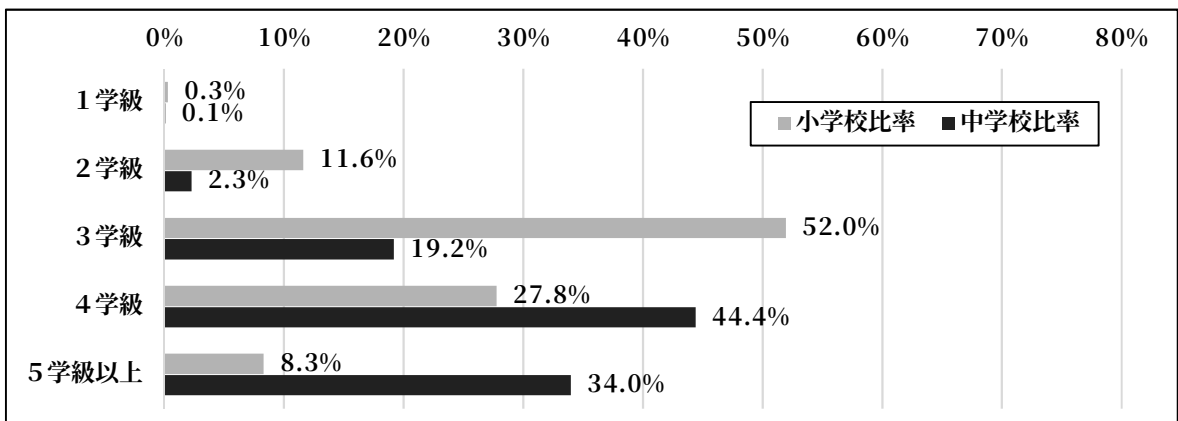
今後、学校施設を含め、公共施設の老朽化等に伴う修繕、更新が集中することが見込まれています。「平塚市公共施設等総合管理計画」や「平塚市学校施設の個別施設計画」との整合を図り、減築や統廃合、他の公共施設との複合化などによる公共施設最適化の視点を持ちます。

2 学校規模

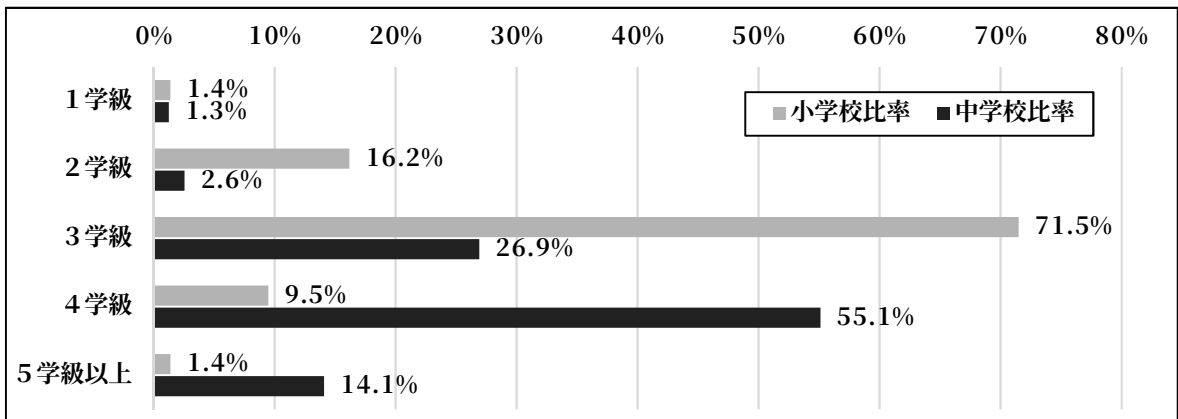
小規模な学校・大規模な学校のメリット・デメリット、アンケート結果、平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会の議論を踏まえて、市立小学校・中学校の適正規模（1校当たりの望ましい学級数）の範囲を次のとおりとします。

校種	1校当たりの望ましい学級数
小学校	●学級～●学級（1学年当たり●学級～●学級程度）
中学校	●学級～●学級（1学年当たり●学級～●学級程度）

【保護者アンケート 問7「1学年当たりの理想の学級数は？」】



【教職員アンケート 問3「1学年当たりの理想の学級数は？」】



【参考：学校教育法施行規則 第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

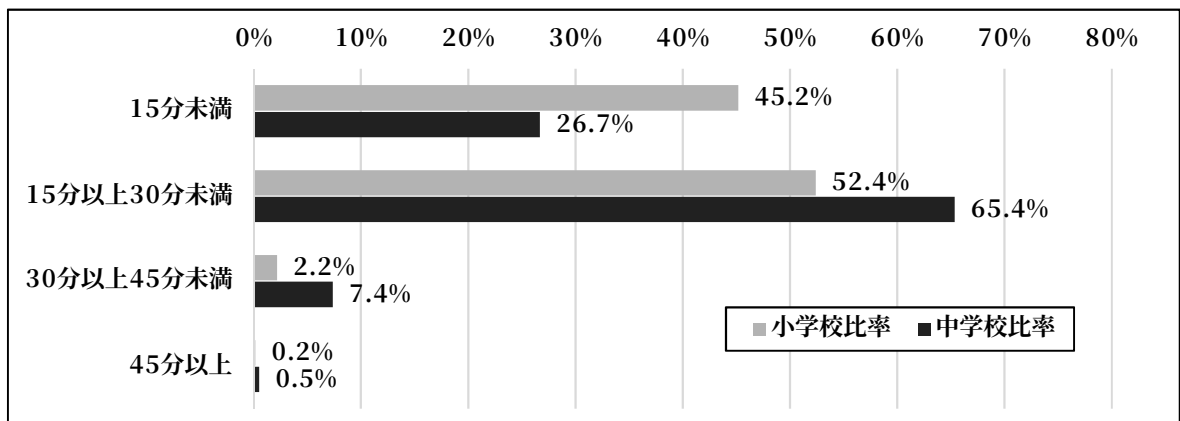
3 通学距離

本市においては、徒歩による通学を原則としています。

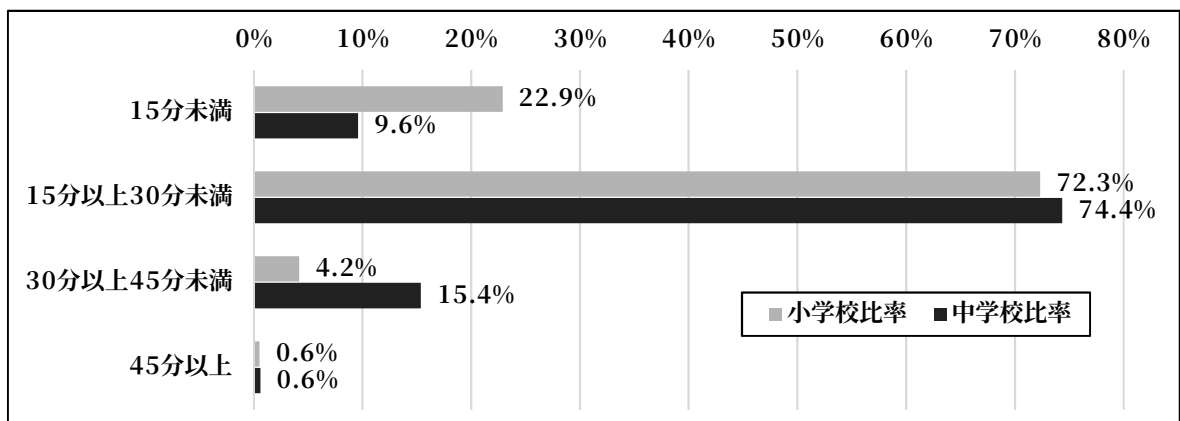
児童・生徒の通学の現状やアンケート結果、平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会の議論を踏まえて、市立小学校及び中学校における望ましい通学時間・距離の範囲を次のとおりとします。

校種	望ましい通学時間・距離の範囲
小学校	おおむね●km・●分以内（最長●分以内）
中学校	おおむね●km・●分以内（最長●分以内）

【保護者アンケート 問13「通学時間（片道）はどの程度まで可能か」】



【教職員アンケート 問5「児童・生徒の通学時間（片道）はどの程度まで可能か？」】



【参考：国が示す基準】

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

4 適正規模に近づけるための手法

適正規模・適正配置は、児童・生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、将来的な児童・生徒数や学級数の推移、周辺校を含めた学校規模、施設、通学距離等に問題がないことだけでなく、子どもたちの生活や地域と学校との関わりを子どもたちの視点に立ち、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づき慎重に検討します。

(1) 通学区域の見直し

本市では、安心・安全な通学路の確保に向けて、平塚市通学路交通安全プログラムを策定しており、危険箇所について市内の関係部局をはじめ県の土木事務所や警察と合同点検を実施し、対策を講じるなど様々な取組を行っています。そのため、通学区域の見直しを行う際には、引き続き、通学路の安全点検や地域との連携による見守り活動の促進、子どもたちへの安全教育などの取組を総合的に実施し、安心・安全な通学環境の整備を目指します。

(2) 学校選択制

市教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができ、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定することを学校選択制といい、次の主な分類から検討します。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

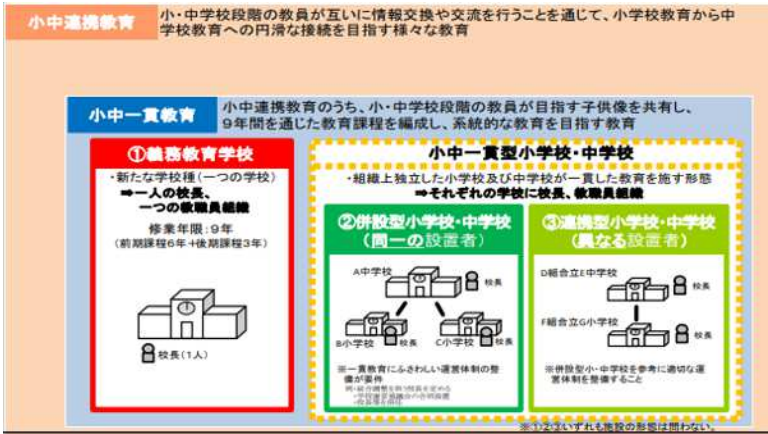
(3) 小中一貫教育の検討

小中一貫教育とは、小中連携教育のうち、小学校・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間をととした教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育です。

近隣校と統合することで子どもたちの学びや育ち、地域等の課題が解決され、より良い教育を実現させるための効果的な手段となる場合は、小中一貫教育を検討します。

第3章 適正規模・適正配置の考え方

【小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係】



出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」から

(4) 地域の状況を踏まえた工夫

地域の実情に応じて、次のような取組も検討します。

分校	例えば、小学校低学年までは地元の分校に通い、高学年になったら本校に通うなど、他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置するもの
組合立学校	近隣の地方公共団体と協働で設置するもの
遠隔合同授業等	ICTを活用した遠隔合同授業 複数の学校が連携して専科指導の充実を図るもの

(5) 新設、校舎の増改築、減築

児童・生徒数の急増が課題となっている地域においては、「新設校の設置」、「増築又は改築」、「施設転用」などの対応を検討します。一方で、児童・生徒数が減少しており、使用頻度の低い校舎等がある場合には、減築等を検討します。

(6) 他の公共施設との複合化・共用化

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高度化・多機能化に伴う児童・生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、地域と連携した教育活動の推進、公共施設の有効活用、財政負担の軽減につながることが期待されることから、地域の実情に応じて個別に検討します。

(7) 統合等

「平塚市公共施設等総合管理計画」や「平塚市学校施設の個別施設計画」の基本的な考え方に基づき、統合等により学校施設を再整備する際には、教育施設として必要な機能を備えることを優先し、教育環境に配慮します。

既存学校の活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置するもの
新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備するもの
分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合するもの

第4章 今後の進め方

1 今後の検討の進め方

学校の適正規模・適正配置の推進に当たっては、児童・生徒数の推移や学校教育施設の老朽化対策、デジタル技術のさらなる活用など、様々な環境変化に対応するとともに、国の今後の動向を注視します。

こうした状況に対応するため、学識経験者や地域住民、保護者、学校関係者の代表等による検討委員会を立ち上げ、学校適正規模・適正配置に向けた取組として、基本方針を策定し、2026年度以降は「実施計画」の策定を目指します。

2 実施計画の策定

基本方針の策定後は、適正規模・適正配置の実現に向けた通学区域の見直しや学校の統合など、具体的な手法や検討対象校を明記した「（仮称）平塚市立学校適正規模・適正配置実施計画（素案）」作成し、パブリックコメントや市議会からの意見を踏まえた実施計画を策定します。

3 実施計画策定後の取組

実施計画における検討対象校では、地域ごとに学校関係者や保護者、地域とともに、学校運営上の課題について議論し、地域における合意形成を図りながら検討を進めます。

4 基本方針等の見直し

「基本方針」及び「実施計画」については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化が生じたときや児童・生徒推計に大幅な変化が生じたときには、改めて検討を行い、必要に応じて見直しを図ります。

資料編

今後、次の項目を作成する予定

- 1 本市の状況**
- 2 検討経過**
- 3 策定組織**
- 4 用語解説**